

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員や当該職員の所有に係る住宅に居住している職員に支給される手当。 ・貸家2500円(5年間) ・借家上限27,000円	異なる	職員の所属する所に住居に在るに於いて支給される手当。	20,987 千円	230,626 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具利用者 最高支給限度額 21,600円	同じ		14,223 千円	45,441 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に職に応じ、定額で支給	—		44,053 千円	393,330 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給 (勤務1時間当たりの給与に135/100を乗じて得た額)	同じ		7,273 千円	129,875 円

(7) 職員の福利厚生状況

福利厚生事業は、徳島県市町村職員互助会、市共済会を中心に給付やレクリエーション事業などを実施しており、費用については職員の会費と市からの交付金によって運営されております。

平成20年度決算額(千円)	平成21年度決算額(千円)
13,340	8,553

(注) 上記決算額には、職員の定期健康診断、各種検診等も含まれております。

6 特別職の報酬等の状況

(22年4月1日現在)

区分	給 料	月 額 等
給 料	市長 (660,000円) (880,000円)	940,000 円 / 259,000 円
	副市長 (632,700円) (703,000円)	750,000 円 / 249,000 円
報 酬	議長 (472,000円) (417,000円)	545,000 円 / 230,000 円
	副議長 (417,000円) (391,000円)	474,000 円 / 200,000 円
	議員 (391,000円) ()	450,000 円 / 180,000 円
期末手当	市長 (21年度支給割合)	3.05 月分
	副市長	3.05 月分
	議長 副議長 議員	3.05 月分
退職手当	市長 (算定方式) (880,000×4年×450/100) — (880,000×4年×450/100×5.6/100)	14,952,960 任期毎
	副市長 (703,000×4年×360/100) — (703,000×4年×360/100×5.6/100)	9,556,301 任期毎
	備考	

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門	285	278	270	△8	事務の統廃合縮小、退職者不補充
	計	285	278	270	△8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 64.92人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 73.05人)
	教育部門	65	61	62	1	教育政策推進室の設置
	消防部門	36	36	36	0	
小計		386	375	368	△7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 88.48人 (類似団体の人口10,000人当たりの職員数 96.06人)
公営企業等		73	73	73	0	
小計		73	73	73	0	
合計		459 [496]	448 [496]	441 [496]	△7 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む)
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員数の推移

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		317	295	293	285	278	270	▲47 (▲14.8%)
教育		78	73	67	65	61	62	▲16 (▲20.5%)
消防		36	36	36	36	36	36	0 (0.0%)
普通会計		431	404	396	386	375	368	▲63 (▲14.6%)
公営企業会計		79	78	74	73	73	73	▲6 (▲7.6%)
総合計		510	482	470	459	448	441	▲69 (▲13.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長含む)。

※詳細については、小松島市のホームページをご覧ください。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	29 人	13.2 %
2 級	高度な知識または経験を必要とする業務を行う職務	25 人	11.4 %
3 級	係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	39 人	17.8 %
4 級	1.課長補佐・主査の職務またはこれと同程度の職務 2.困難な業務を分掌する係長、主任の職務またはこれと同程度の職務	30 人	13.7 %
5 級	困難な業務を分掌する課長補佐・主査の職務またはこれと同程度の職務	54 人	24.7 %
6 級	課長の職務またはこれと同程度の職務	34 人	15.5 %
7 級	1.理事の職務またはこれと同程度の職務 2.統括監の職務 3.副部長またはこれと同程度の職務	8 人	3.7 %

(注) 1 小松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA～Eの5段階に区分することとなり、本市では昇任者を上位区分に位置づけている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,430 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,686 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

・ 一律支給

(2) 退職手当 (22年4月1日現在)

小松島市		国	
(支給率)	自己都合 30.55 月分 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分	自己都合 30.55 月分 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分	自己都合 30.55 月分 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分
1人当たり平均支給額	360 千円	24,446 千円	24,446 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)	11,472 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	166,261 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度)	18.4 %
手当の種類 (手当数)	10種類

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	38,745 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	148 千円
支給実績 (20年度決算)	30,421 千円
職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	119 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当。 支給額は、配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族は6,500円。 配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算。	同じ		30,870 千円	205,800 円